

長岡市成年後見センターについて



権利擁護支援課イメージキャラクター
トモニンくん

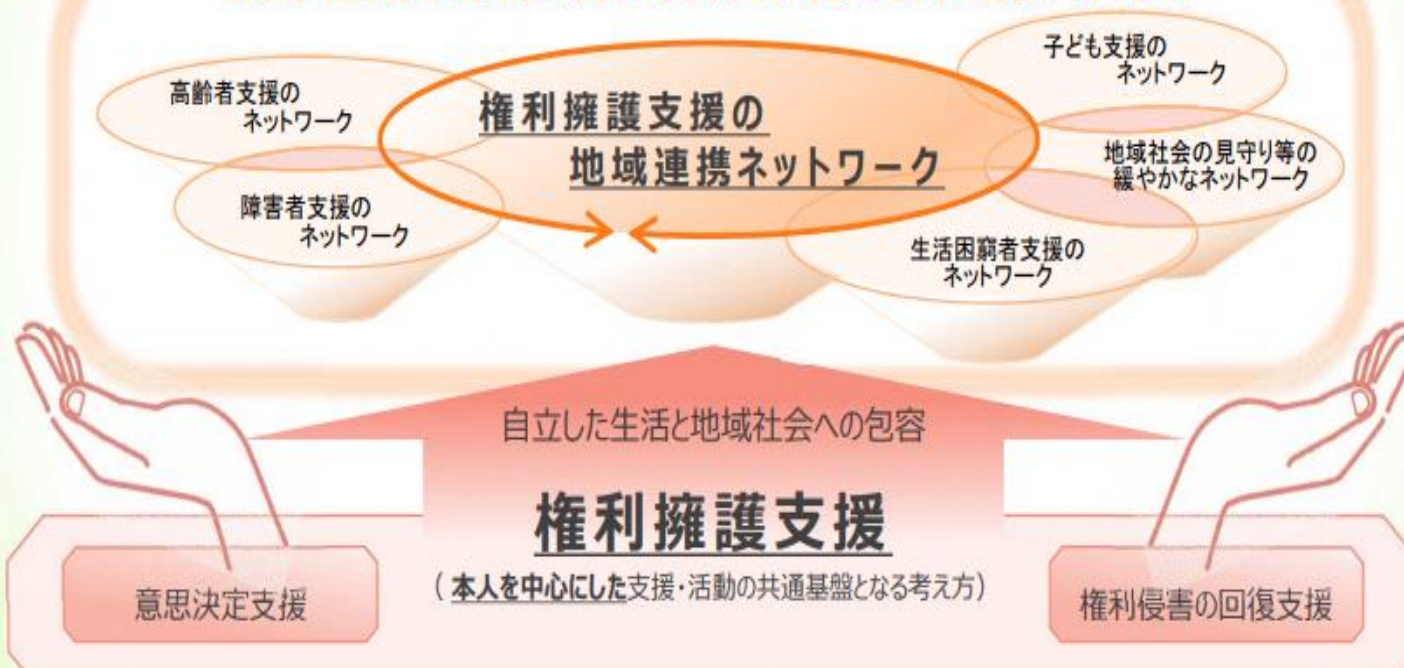
担 当：長岡市福祉総務課
受託運営：社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
権利擁護支援課

成年後見制度の適切な利用促進にむけて

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

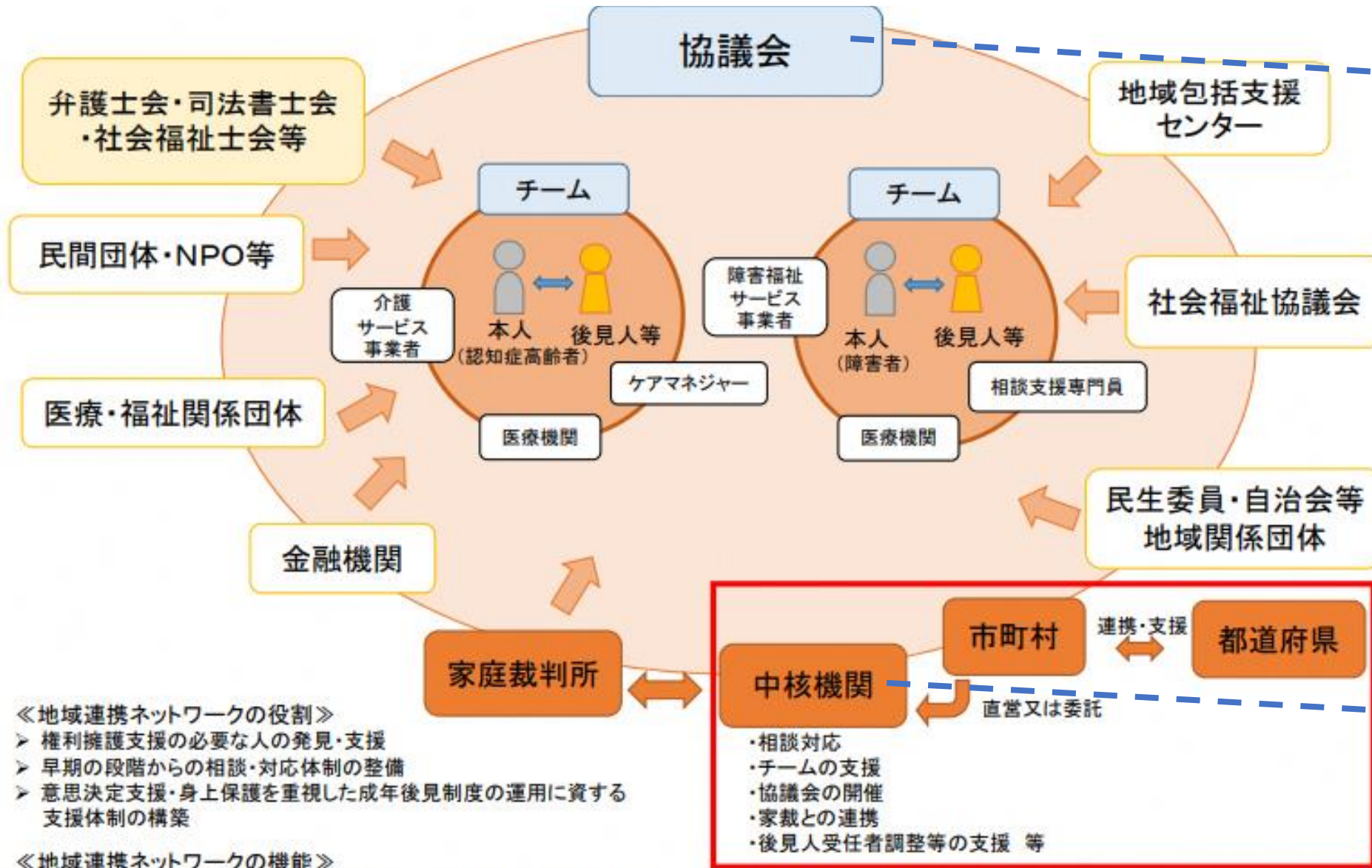
包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



・ **地域連携ネットワークの構築**
 (地域における保健・福祉・医療等のネットワークと司法のネットワークの協働)

・ **権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人**が、**尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。**

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」イメージ



**長岡市
権利擁護地域連携協議会**

- ・令和4年6月設置
- ・事務局は市福祉総務課、成年後見センター
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士等11名の委員と、家庭裁判所（オブザーバー）で構成

**長岡市
成年後見センター**

- ・令和4年10月開設
- ・長岡市社協が受託運営
- ・社会福祉センタートモシア2階が窓口

- 《地域連携ネットワークの役割》
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 《地域連携ネットワークの機能》
- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

中核機関

- ・相談対応
- ・チームの支援
- ・協議会の開催
- ・家裁との連携
- ・後見人受任者調整等の支援 等

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

長岡市成年後見センターの取組み

① 権利擁護に関する相談支援



権利擁護に関する相談を受け付け、困りごとなどをじっくり聞き、必要な支援を考えます。

② 成年後見制度の普及・啓発



制度の理解を広めるための研修会や相談会等を開催します。

③ 地域連携体制の構築



医療・司法・福祉分野の専門職等との連携体制づくりを進めます。

長岡市 成年後見センター

このように配付とや困りごとありませんか？

- よくわからないまま、必要なものを買ってしまったり...
- 認知症であるのに必要な手続きは、成年後見人が必要とされた...
- 必要な書類の内容が理解できず、手続きがとどこおってしまう...
- 障害のある子の将来が心配、誰が守るようになるのか...
- 認知症の疑い人になったが分からないことや書類が増えて...
- 身寄りがおらず、いざという時はどうすればいいのかわからない...

電話や窓口などで当センター職員が相談をお受けします。予約なしでも相談できますが、事前にご連絡いただくと受付がスムーズです。

相談窓口

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会 権利擁護支援課
長岡市成年後見センター

住所 長岡市表町2-2-21 社会福祉センターモシア内 2階
 電話 0258-86-4715 FAX 0258-33-6004
 メール kernr@nagaoka-shakyo.or.jp
 時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※長岡市成年後見センターは長岡市から委託を受けて、長岡市社会福祉協議会が運営しています。

前記なことでもまずはご相談ください
 ☎ 0258-86-4715 相談は無料です

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会

長岡市成年後見センターの取組み

④成年後見の申立て手続きの支援



家庭裁判所に申立てをする手続きの流れや必要な書類の作成方法、費用等を説明します。

⑤後見人等に対する支援



後見人等が適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、幅広い視点から助言を行います。

⑥権利擁護支援の担い手の育成



地域住民を対象にした権利擁護支援者養成研修等を実施し、権利擁護支援の担い手の育成に努めます。

⑦ケース会議等の実施



専門職等の支援者が集まり、本人に適した支援の検討を行います。

こんな時にぜひご活用ください



- ご利用者の判断能力の低下に伴い成年後見制度を検討したい
- 申立ては何から準備してよいかわからない
- 親族への説明がうまくできない
- 後見人とうまく連携が取れない
- どのような後見人が良いのかわからない
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度どちらの利用が適切か
- 権利擁護支援が必要かの検討でケース会議に参加してもらいたい
- 職員や利用者家族向けに成年後見制度の勉強会を行いたい

など

どうぞお気軽にご相談ください



長岡市表町2丁目2番地21
長岡市社会福祉センター「トモシア」2階

長岡市社会福祉協議会権利擁護支援課

長岡市成年後見センター

TEL：0258-86-4715 FAX：0258-33-6004